

(別紙) 特定施設別排出基準適合状況等

平成17年3月31日現在

1 大気基準適用施設

(1) 排出ガス

(廃棄物・リサイクル対策課、環境政策課)

施設区分	報告対象数	報告数	未報告数	基準適合数	基準超過数	濃度範囲 (ng-TEQ/m ³ N) (最小値~最大値)	
						平均値	中央値
廃棄物焼却炉	189 (142)	187 (140)	2 (2)	187 (140)	0 (0)	(0 ~ 10) 1.01	0.16
廃棄物焼却炉以外	20 (8)	20 (8)	0 (0)	20 (8)	0 (0)	(0.0016 ~ 1.7) 0.39	0.29
計	209 (150)	207 (148)	2 (2)	207 (148)	0 (0)	(0 ~ 10) 0.96	0.17

注) 1 濃度範囲を除く各欄の数字は、上段：施設数、下段(()内の数):事業場数を示す。(以下同)
2 報告対象数は、届出施設数から、休止中・建設中等の未稼働施設を除いている。

(2) ばいじん、焼却灰等

(廃棄物・リサイクル対策課)

施設区分	項目	報告対象数	報告数	未報告数	特別管理産業廃棄物に該当する数	濃度範囲 (ng-TEQ/g) (最小値~最大値)	
						平均値	中央値
廃棄物焼却炉	ばいじん	120 (95)	118 (93)	2 (2)	11 (11)	(0 ~ 54) 1.67	0.25
	焼却灰 (燃え殻)	158 (129)	156 (127)	2 (2)	2 (2)	(0 ~ 8.8) 0.22	0.013
	混合灰	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	(0.00097 ~ 0.15) 0.075	0.075

注) 1 報告対象数は、届出施設数から、休止中・建設中等の未稼働施設数を除いている。
2 混合灰は、焼却灰とばいじんの混合物
3 3 ng-TEQ/gを超えたもの

2 水質基準適用施設

排水

(廃棄物・リサイクル対策課、環境政策課)

施設区分	報告対象数	報告数	未報告数	基準適合数	基準超過数	濃度範囲 (pg-TEQ/L) (最小値~最大値)	
						平均値	中央値
廃棄物焼却炉	42 (10)	42 (10)	0 (0)	42 (10)	0 (0)	(0.00015 ~ 3.1) 0.44	0.051
廃棄物焼却炉以外	18 (8)	18 (8)	0 (0)	18 (8)	0 (0)	(0.0019 ~ 0.78) 0.19	0.036
計	60 (18)	60 (18)	0 (0)	60 (18)	0 (0)	(0.00015 ~ 3.1) 0.34	0.041

注) 1 報告対象数は、届出施設数から、休止中・建設中等の未稼働施設数及び循環等により公共用水域への排水がない施設を除いている。
2 基準(排水基準)は、事業場の排水口で適用される。

(参考)
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく主な基準

排出基準 (総理府令第1条)

1 大気排出基準

単位:ng-TEQ/m³N

特定施設の種類の		新設施設	既設施設	
		H12.1.15~	H13.1.15~ H.14.11.30	H14.12.1~ 当分の間
廃棄物焼却炉 (火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	80	1
	2t/h-4t/h	1		5
	2t/h未満	5		10
製鋼用電気炉 (変圧器の定格容量1,000KVA以上)		0.5	20	5
アルミニウム合金製造施設 (溶解炉は容量1t以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力0.5t/h以上)		1	20	5

2 水質排出基準

単位; pg-TEQ/L

特定施設の種類の	新設施設	既設施設	既設施設
	H12.1.15~	H13.1.15~ H15.1.14	H15.1.15~
・硫酸塩パルプ、亜硫酸パルプの製造の用に供する施設のうち塩素系漂白施設	10	10	
・カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン製造施設 (H14.8.15から特定施設に適用)		適用猶予	10
・塩化ビニールモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉溶解炉、乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		20	10
・廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水及び廃液を排出するもの(火床面積0.5平方メートル以上又は焼却能力50kg/時以上のものに限る)		50	10
・上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設		10	

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準(厚生省令)

3ナノグラムを越えるばいじん等は、特別管理産業廃棄物として分解処理等の適正処理が必要

[用語等解説]

ng-TEQ (ナノグラム); 10億分の1グラム
 pg-TEQ (ピコグラム); 1兆分の1グラム
 TEQ (毒性等量); 異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、各異性体の毒性等価係数により換算した値の合計
 m³N (ノルマル立方メートル); 0、1気圧に換算した気体の体積

